

イングランドのシティズンシップ教育における 政策理念の展開

—「ナショナル・アイデンティティ」との関連に着目して—

杉田かおり

1. 研究の目的と問題の所在

本研究の目的は、イングランドのシティズンシップ教育政策における理念の展開を明らかにすることである。その際、特に「ナショナル・アイデンティティ」に関する議論がシティズンシップ教育にどのように関連づけられるようになったのかという点に着目する。

グローバル化にともなって一国内の構成員の民族・文化的多様性がこれまで以上に増大する中で、従来の民族的要素を重視した「国民」概念は問い直される必要に迫られている。特に教育現場においても、多様な民族・文化的背景を持つ子どもをどのように受け入れるのか、ということが問題となっている。この問題について考察する上で、本研究ではシティズンシップ論に留意しつつ、シティズンシップ教育政策を検討する。シティズンシップは、政治共同体のメンバーシップの意味と範囲に関する議論である。つまり、誰がそのメンバーであるのか、またそのメンバーとしてどのような権利、及び義務があり、どのような資質が必要とされるのかということが問題となる。このように、シティズンシップが論じられるときには、「個人」と「国家」の関係性のあり方が問い直されているといえる。

本研究は、イングランドにおけるシティズンシップ教育政策を事例とし、その理念の展開について考察を試みるものである。イングランドでは、近年シティズンシップ教育に関する政策レベルでの積極的な取り組みがすすめられている。これまで2つの主要な政策文書が提出されており、それぞれ、クリック報告（1998年）、アジェグボ報告（2007年）とよばれている。前者は、シティズンシップ教育を学校において必修化するよう勧告し、それを受けて2000年版のカリキュラムで

は「シティズンシップ」が新しい教科として導入された(中等学校においては2002年から必修教科として実施)。また後者は、シティズンシップ教育のカリキュラム見直しに関して提出された報告書であり、改訂された2008年版のカリキュラムにその内容が反映されている。

このような展開とともに、本研究ではアジェグボ報告においてアイデンティティの問題を強調していることに着目した。先行研究によれば、イギリスではイギリス人(British)よりもイングランド人(English)やスコットランド人(Scottish)といった意識の方が強いことが指摘されている。その一方でクリック報告提出後、特に2005年テロ以降は政府主導で「イギリス人らしさ／ブリティッシュネス」、「イギリス人の価値」といった言葉が強調されている。これは、従来強調されてこなかったイギリス人としてのアイデンティティを構築しようとする動きとみなすこともできる。本研究では、このような動きがアジェグボ報告の背後にあったのではないかと考え、イングランドにおけるシティズンシップ教育政策を通じて、イングランド人ではなくイギリス人としてのアイデンティティを構築しようとしているのではないかと仮説を提起した。

ちなみに、イギリスにおいては「ネイション(nation)」という言葉によって2つの異なる地理的範囲を指し示す。イギリス、及びそれを構成する4つの地域はともにネイションであり、イギリス人とイングランド人としてのアイデンティティはともにナショナル・アイデンティティと考えられてきた。そのため本研究においては両者を区別し、イギリス人としてのアイデンティティを指す場合には、ナショナル・アイデンティティと斜体で言及している。

以上から、本研究は次の3点を明らかにすることを課題として設定した。すなわち、ナショナル・アイデンティティに関する言及に着目しながら、①クリック報告におけるシティズンシップ教育の特徴を明らかにすること、同様に②アジェグボ報告におけるシティズンシップ教育の特徴を明らかにすること、さらに①と②の比較分析から、③イギリスにおけるナショナル・アイデンティティに関する議論の高まりとシティズンシップ教育政策との関連を明らかにすることである。課題①と課題②に関しては、分析にあたって6つの観点を設定した。それは、①報告書に影響を与えた政治的背景、②報告書における問題認識、③シティズン

シップ教育の要素、④カリキュラムにおける位置づけ、⑤他教科・領域との関連、⑥多様性の認識である。クリック報告においては⑥、アジェグボ報告においては①②③⑤がナショナル・アイデンティティと関連している。

2. 論文の構成

序章

第1節 研究の目的

第2節 問題の所在

第3節 研究課題と方法

第4節 先行研究の検討

第5節 イングランドにおけるシティズンシップ教育政策の展開

第1章 クリック報告におけるシティズンシップ教育の特徴

第1節 ブレア労働党政権の発足（1997）とクリック報告提出までの経緯

第2節 クリック報告（1998）におけるシティズンシップ教育

第3節 ナショナル・カリキュラム（2000年版）におけるシティズンシップ教育

小 括 クリック報告におけるシティズンシップ教育の特徴

第2章 アジェグボ報告におけるシティズンシップ教育の特徴

第1節 アジェグボ報告提出までの経緯

第2節 アジェグボ報告（2007）におけるシティズンシップ教育

第3節 ナショナル・カリキュラム（2008年版）におけるシティズンシップ教育

小 括 アジェグボ報告におけるシティズンシップ教育の特徴

第3章 「ブリティッシュネス」とシティズンシップ教育政策との関連

第1節 「ブリティッシュネス」に関する議論の高まり

第2節 議会における「ブリティッシュネス」に関する議論とその論点

第3節 アジェグボ報告における「ブリティッシュネス」

終章

第1節 本研究のまとめ

第2節 今後の課題

3. 論文の概要

イングランドのシティズンシップ教育政策における理念の展開を明らかにするために、第1章と第2章ではシティズンシップ教育に関する2つの報告書、及び報告書を受けて設定されたカリキュラムを分析の対象とした。

第1章においては、クリック報告（1998年）におけるシティズンシップ教育の特徴を明らかにすることを課題とした。クリック報告においては、政治的背景として憲法改革、及び福祉国家からの転換を視野に入れていた。これらはともに、従来の個人と政府の関係を問い直すことに関する出来事であった。さらに、報告書においては若者の政治的無関心を問題視していた。また、シティズンシップ教育の要素として「社会的・道徳的責任、コミュニティ参加、政治的リテラシー」の3点を設定した。カリキュラムにおいては必修教科としての位置づけを提起しながらも、アプローチの柔軟性を認めていた。他教科・領域との関連としては、児童生徒の多面的な発達をシティズンシップ教育の前提条件として考え、人格・社会性・健康教育（personal, social and health education）との関連を重視していた。さらに多様性の問題と関連してナショナル・アイデンティティにも言及しているが、「ネーション」の範囲がイングランドであるのかイギリスであるのかは曖昧であった。

以上を踏まえ、クリック報告が提起した重要な点は、それまでのシティズンシップ観を転換しようとしたことであると結論づけた。つまり、これまでの「臣民」や「よき市民」といった受動的な市民ではなく、「活動的な市民（'active citizen'）」を重視したのである。この点がクリック報告において提起されたシティズンシップ教育の大きな特徴である。しかしナショナル・アイデンティティに関しては、「ネーション」の範囲が明確にされていなかった。

第2章においては、アジェグボ報告（2007年）におけるシティズンシップ教育の特徴を明らかにすることを課題とした。アジェグボ報告においては、グローバルな背景として欧州連合の拡大による新しい移民、政治的背景として移民法の改正が大きく取り上げられていた。さらに人種関係の問題を指摘し、「コミュニティの結束（cohesion）」や「共有の価値（shared values）」についての議論が高まっていることに言及している。また、シティズンシップ教育の新たな要素として

「アイデンティティと多様性：連合王国における共生（Identity and Diversity: Living Together in the UK）」を提起した。カリキュラムにおいては、シティズンシップ教育が個別の教科として位置づけられることを奨励し、そのためには学校がシティズンシップ教育を個別に扱う重要性を認識すること、教員が充実した研修を受けられるようにすることが重要であるとした。他教科・領域との関連としては、シティズンシップの概念は多様性の実質的な理解抜きには不十分であるとし、シティズンシップ教育を多様性のための教育と相補的な関係に位置づけた。さらにジェンダーや階級など、民族・文化的背景に限定されない多様性の問題を認識していた。

以上を踏まえ、アジェグボ報告が提起した重要な点を2点指摘した。1点目は、シティズンシップ教育と多様性のための教育が相補的であるという点を強調したこと、2点目は、シティズンシップ教育の前提となる共同体の範囲を明確化したことである。つまり、アジェグボ報告ではシティズンシップ教育が市民としての共通性を重視することに着目しつつ、さらにその前提となる共同体が連合王国（イギリス）であることを明確にしたと結論づけた。この点が、アジェグボ報告において提起されたシティズンシップ教育の特徴である。

続く第3章においては、ナショナル・アイデンティティ、とりわけ「ブリティッシュネス」に関する議論の展開とその内容を明らかにすることによって、共通性を重視するシティズンシップ教育、さらに連合王国（イギリス）が着目されるようになった背景を明らかにすることを課題とした。同章では、イギリスにおけるブリティッシュネスへの関心の高まりとして、ブレア政権発足以降の主要な出来事とともに、当時財務大臣であったブラウン（G. Brown）（現首相）のスピーチ、及び議会での議論に着目した。ブラウンのスピーチでは、ブリティッシュネスを強調したこと、その意味として「自由、責任、公正」という3つの価値を据えたこと、さらに、シティズンシップ教育と歴史教育との関連を重視したことを明らかにした。また議会の議論では、ブリティッシュネスを定義することの困難さ、複合的なアイデンティティの存在が指摘されていた。しかし、イギリス人としての共通意識を構築する必要性は認識されており、定義が困難なブリティッシュネスではなく、「シティズンシップ」や「歴史認識」を通じた共通意識を構築しよう

とする方向性を模索していることを指摘した。その一方で、アジェグボ報告においては、ブリティッシュネスや共有の価値を強調することについて慎重な態度をみせていた。

以上、クリック報告からアジェグボ報告への、イングランドのシティズンシップ教育政策における理念の展開として重要であるのは、これまで曖昧であった共同体の範囲を連合王国（イギリス）に明確化したということである。つまり、イングランドのシティズンシップ教育政策において、連合王国（イギリス）の一員としてのアイデンティティを構築しようとする意図が明確化されるようになったということになる。しかし、そのアイデンティティの核に何を据えるのかについてはまだ模索している段階である。

4. 今後の課題

本研究では、イングランドのシティズンシップ教育政策の展開において、連合王国（イギリス）の一員としてのアイデンティティを構築しようとする意図が明確化されるようになった点を指摘した。しかし、そのアイデンティティの核として、「ブリティッシュネス」や「共有の価値」を据えることの困難さが認識されていた。この点については今後の展開を注視するとともに、シティズンシップ教育とアイデンティティとの関連について理論的な側面からの考察を進めていきたい。

また、シティズンシップ教育政策におけるこのような展開はイングランドでのみ起こっている可能性がある。イギリス国内の分権化が進展する今日にあって、イングランド以外の地域ではどのようなシティズンシップ教育政策が推進されているのかという点を明らかにすることも今後の課題としたい。

5. 主要参考文献

- ・ Ajegbo, K. *et. al.*, (2007) *Curriculum Review: Diversity and Citizenship*, Department for Education and Skills (DfES)
- ・ Qualifications and Curriculum Authority (QCA) (1998) *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools: final report of the advisory group on citizenship*, QCA